宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年７月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ヴェルデ合同会社　②関整特事311　③代表社員　エー・エス・ワン一般社団法人　職務執行者　土屋征広　④東京都千代田区九段北４－１－３　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区九段北４－１－３　ヴェルデ合同会社　代表社員　エー・エス・ワン一般社団法人　職務執行者　土屋征広

（仮称）球磨村風力発電事業に係る対象事業の実施引き継ぎの公表

環境影響評価法第三十条第１項第三号及び環境影響評価法施行規則第十七条の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだため、左記のとおり公表する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称　株式会社エルゴジャパンエナジー

代表者の氏名　代表取締役　齋藤　稔

主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号合人社東京永田町ビル

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）球磨村風力発電事業

風力発電所設置事業

発電設備出力　最大六万一千二百キロワット

風力発電機の基数　最大十七基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を球磨風力発電合同会社へ引き継いだため、環境影響評価法第三十条第一項第三号に該当することとなった。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所

事業者の名称　のぞみエナジー株式会社

代表者の氏名　代表取締役　ﾐｼﾞｬﾝ・ルアーノ・ホセ・アントニオ

主たる事務所の所在地　東京都港区芝五丁目二九番一九ＰＭＯ田町Ⅳ八階

事業者の名称　球磨風力発電合同会社

代表者の氏名　代表社員　のぞみエナジー株式会社

職務執行者　ﾐｼﾞｬﾝ・ルアーノ・ホセ・アントニオ

主たる事務所の所在地　熊本県球磨郡球磨村一勝地四二〇番地五

令和七年七月十八日

東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号

合人社東京永田町ビル

株式会社エルゴジャパンエナジー

代表取締役　齋藤　稔